

特別弔慰金の支給順位表

順位	対象者	支給要件	
1	弔慰金の受給権者 (弔慰金の受給権者とみなされる者を含みます。) * 弔慰金の支給順位については 35ページを参照	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあつて弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと	
2	子	—	
3	転 給	次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること 2. 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと 3. 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと 4. 基準日において、遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと	
4			父母
5			孫
6			祖父母
7	遺 族	戦没者等と生計関係を有していなかったか、又は、3～6順位に必要な要件を満たしていない者	
8			兄弟姉妹
9			父母
10			孫
11	上記以外の三親等内親族のうち、戦没者等の葬祭を行った者	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していたこと	
12	上記以外の三親等内親族のうち、戦没者等の葬祭を行っていない者		